

所管課：こども健康部子育て支援課

期 間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

令和6年度 児童館管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	児童福祉法第4条第1項に規定する児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすること。
施設内容	北本市立児童館
指定管理料の支出額	協定締結額 47,630,000 円 支出済額 47,630,000 円

2 指定管理者

名 称	北本まちづくり共同事業体
所 在	鴻巣市（代表企業：街活性室株式会社）
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
業務範囲	(1) 児童の健全な育成を目的とする事業の運営に関する業務 (2) 児童館の施設の利用の許可に関する業務 (3) 児童館の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 利用者支援事業に関する業務 (5) 地域子育て支援拠点事業に関する業務 (6) 子育て援助活動事業に関する業務 (7) その他、児童館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

3 管理運営の実績

施設の利用状況等	・児童館の年間利用延べ人数は83,053人
料金の収受の状況	・児童館の利用は無料
自主事業の状況	・毎月、北本ニュースという冊子を発行して情報発信している。 ・ペットボトルキャップ回収事業を実施している。
施設維持管理の状況	・清掃、設備の点検、警備、施設の管理等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 47,630,000 円 指定管理料 47,630,000 円 (2) 支出 51,892,598 円 人件費 38,327,932 円、他需用費 1,264,478 円 光熱水費 3,102,526 円、役務費 1,477,452 円 使用料等 437,040 円、委託費 5,207,354 円 その他 2,075,816 円 (3) 収支 -4,262,598 円

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	・年2回（9月と2月）にアンケートを実施。保護者、児童ともにおおむね満足している意見が多い。
利用者の意見、苦情等とその対応	・利用者も多い施設であるため、日々意見をいただくが、運用等で対応が可能なものについては、迅速に対応している。

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	・赤字の縮小に向けた取り組みを検討すること。
----	------------------------

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	・特になし
対応状況	

7 評価委員会のまとめ

総合評価	●A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○C：履行に重大な問題がある。
所見	

（評価実施日 令和7年7月28日）